

～10月から11月は里親月間です～
里親を支援し、里親制度の普及を促進します

令和5年10月17日
区長記者発表

虐待、病気、離婚等、様々な事情で家庭で暮らすことのできない子どもは都内に約4,000人、港区に34人います。(令和5年3月31日現在)

港区の社会的養護が必要な子どもについて

「家庭養護」である
区の里親委託率は**20.6%**
(養育家庭、ファミリーホームの割合)

施設(乳児院、児童
養護施設)が全体の
79.4%

「家庭養護」の割合を
増やす必要がある



※里親委託は都内全域で相互委託を行っています。34人の子どもは都内の施設や里親家庭で生活しています。

「社会的養護」とは、家庭で暮らせない子どもを公的責任で社会的に保護養育し、また、困難を抱える家庭へ支援を行うことです。安心感の中で基本的信頼感を獲得し、自己肯定感を育む「子どもの育ち」のためには、社会的養護の中でも「家庭養護」を担う里親委託を増やす取組と社会全体で里親家庭を理解することが必要です。

令和2年度以前の里親の啓発活動は、東京都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターが協力しながら実施していました。

令和3年度に児童相談所設置市となり、区は、継続性と一貫性のある包括的な里親支援(フォスタリング業務)を民間機関と協働で展開しています。

※フォスタリング業務とは、「里親養育包括支援」のことを言い、里親の広報・リクルートから登録、研修、マッチング、里親委託から解除までの一連の過程で質の高い里親養育がされるための支援を言います。

説明会の開催

児童相談所、区民センター 等で開催

令和4年度 説明会24回
参加者61名

区独自パンフレットの作成、啓発グッズの活用
学校、保育園等への配布



あなたの一歩で、明日が変わる子どもたちがいる。

障がいを持つ、病気、虐待、経済的理由など、様々な事情により
親元で暮らすことができない子どもたちが、児童相談所には、助け、自立の道があります。
そのうち約半数の子どもたちが、乳児や児童養護施設等に送られています。
家庭を必要とする子どもを家庭に迎え入れ、
健やかな育ちを支える「里親」を募集しています。

◆ 里親の種類 ◆	◆ 里親になるための流れ ◆
養育里親 (短期) 親子関係を目的にせず、一定期間、家庭に迎え入れ養育する里親です。 親子関係によって養育になることを希望する方限定です。	① 児童相談所に問い合わせ・説明会に参加 ② 児童相談所での面接・要件の確認 ③ 認定研修や実務 ④ 研修修了後選出
短期里親 児童等の病気、急病入院等により養育できない場合に、短く自身の職責がその子どもを養育する見返です。	⑤ 家庭訪問・面接 ⑥ 児童福祉協議会での協議 ⑦ 里親認定・登録
専門養育里親 虐待や障害により専門的なケアを必要とする子どもを養育する見返です。	◆ 里親になるためには ◆ ① 養育になるために、特別な資格や経験は必要ありません。 ② 下記の条件を満たす方は募集に申し込みが可能です。 ③ 港区内に居住していること ④ 心身ともに健康であること ⑤ 経済的に困窮していないこと (専業主婦可) ⑥ 適切な住環境があること など

毎月説明会開催中。里親に関する詳しい情報はこちら

地区 区民

出前講座の開催

園長、教職員、民生委員、企業、大学 等

令和4年度
説明会14回
参加者467名

パネル展の開催

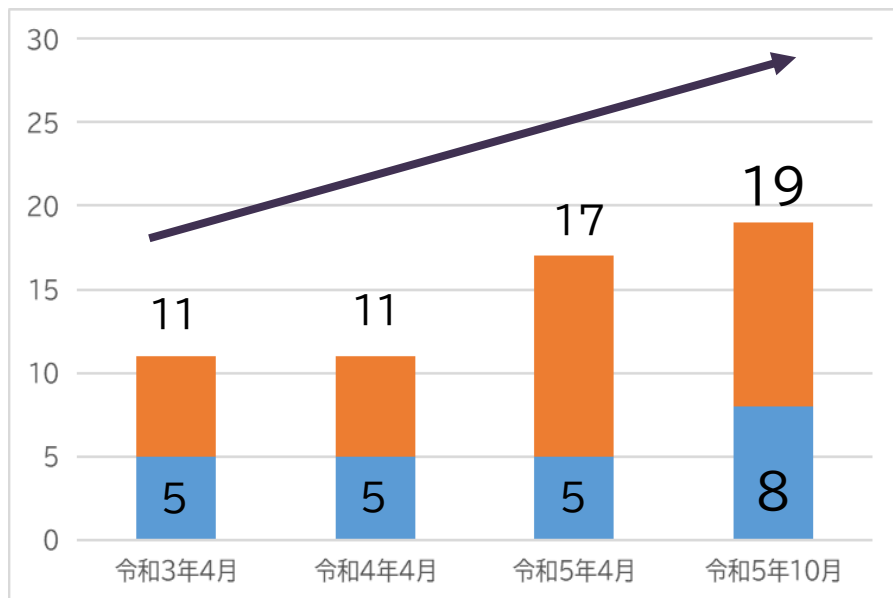
区有施設を活用



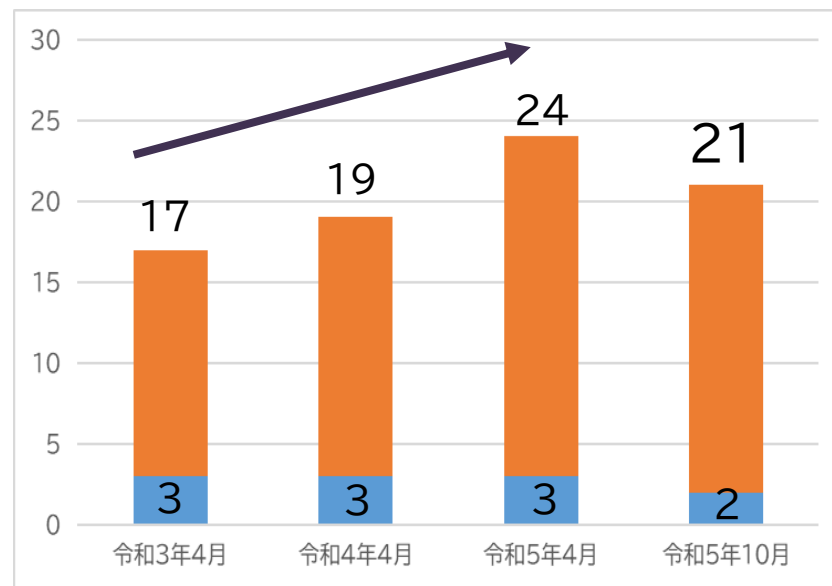
(令和3年度港区役所・令和4年度みなとパーク)

令和3年度児童相談所設置市となって以降、区の里親支援により養育家庭と養子縁組里親の登録数は増加傾向にあります。

養育家庭(里親)は、令和3年度11から令和5年度19家庭に増加、委託数も5から8家庭に増加



養子縁組里親は、令和3年度17から令和5年度21家庭に増加



■ : 里親委託数

■ + ■ : 登録数

里親登録までの流れ

1 問い合わせ・里親制度の説明会

説明会で里親制度の概要を理解いただきます。

2 申請要件確認の面接・認定前研修を受講・申請書類を提出

心身・経済や居住環境等の確認、座学と施設実習の受講、犯罪や虐待歴等の照会を行います。

3 家庭訪問・調査、児童福祉審議会での審議を経て里親認定・登録

適格と認められた時は2年間登録となります。



子どもの紹介から委託の流れ

1 候補児童の紹介、候補家庭とのマッチング

子どもの状況を十分に考慮し、児童相談所が里親とのマッチングを行います。子どもに関する詳しい説明を行いながら、里親の意思確認を丁寧に進めます。

2 対面での顔合わせと交流

子どもと里親は、委託を前提に交流をするか検討し、子どもが生活している施設等で面会、外出、里親家庭での日帰りや宿泊での交流、長期外泊と関係を築いていきます。



3 委託

交流の結果、妥当と判断した場合は里親に子どもを委託します。

里親(希望者)、子どもの意思に配慮した、きめ細やかな包括的支援

区の里親家庭の声、支援する職員から見える里親の姿

「子どもが家に来たことで、見える世界(周囲)がカラフルになった。」 里親

「いろいろな人が家に入出入りするようになって、またいろんな出会いが広がって(家庭が)オープンになった。」 里親

「実子の子育てでは経験しなかったことがたくさんある。」 里親

「里親さんの手作り弁当を児童にもたせてくれた。」 職員



「母の日に里母と実母に花の折り紙をプレゼントする児童がいた。」 職員

「『いってらっしゃい』『おかえりなさい』『ただいま』など、些細な家庭での習慣を児童と一緒にやってくださっている。」 職員

あなたの一步で明日が変わる子どもたちがいる。

里親家庭のさらなる増加と地域の理解促進に向けて

10月から11月は
里親月間

令和6年1月～3月
ちいばすにラッピ
ング



港区里親制度普及啓発キャラクターを製作
募集していたキャラクターの名前を11月発表

パネル展

高輪図書館: 令和5年9月24日～11月15日
三田図書館: 令和5年10月1日～11月30日

「養育家庭(里親)体験発表会」
リーブラホール: 90名定員
令和5年11月23日

里親を囲んでの座談会
令和6年2月17日

「養育家庭(里親)体験発表会」では、
2家庭の養育家庭(里親)の体験談を聞け
ます。キャラクターの名前も発表!